

**平成28年度豪雪 により影響を受けた
中小企業者等の皆様へ融資制度のご案内
【災害等緊急対策資金(平成28年度豪雪対策)】**

**2月3日(金)
取扱開始**

制度の内容

融資対象者：平成28年度豪雪の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等

- (1) 事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- (2) 最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (3) 物流の遅延、不達や宿泊キャンセル等により売上高等が急激に減少した者

資金使途：運転資金、設備資金又は借換資金

※借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。

融資限度額：2億8千万円

融資期間：10年以内(据置3年以内含む)

※被害を受けた設備に係る資金は15年以内(据置3年以内含む)

融資利率：年1.43%(変動金利。平成29年2月3日現在の利率。)

保証：信用保証協会の保証が必要

保証料率：0.23%~0.68%(9段階)

**【取扱期間】平成29年2月3日(金)から
平成29年3月31日(金)融資申込受付分まで**

申込み窓口

最寄りの商工会議所、商工会、商工会産業支援センター、鳥取県商工会連合会、
鳥取県中小企業団体中央会

【お問合せ先】

鳥取県商工労働部企業支援課 (電話)0857-26-7453 (ファクシミリ)0857-26-8117